

産業廃棄物処分業許可証

住 所 山口県光市光井三丁目12番6号
氏 名 株式会社ミツヤマ
代表取締役 密山 一雄

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第6項 の許可を受けた者であることを証する。

山口県知事 村岡 嗣 政



許 可 の 年 月 日 令和 3 年 9 月 10 日

許 可 の 有 効 年 月 日 令和 8 年 7 月 29 日

1. 事業の範囲

(1) 事業の区分

中間処理 (焼却、破碎、破碎・選別)
最終処分 (埋立処分)

(2) 産業廃棄物の種類

焼 却 : 紙くず、木くず、繊維くず

(これらは、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。) 以上3種類

破 碎 : がれき類

(これらは、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。) 以上1種類

破 碎 : ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)・陶磁器くず(自動車等破碎物を除く。
(移動式) 以上1種類)、がれき類

(これらは、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。) 以上2種類

破碎・選別 : 廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)・陶磁器くず
(自動車等破碎物を除く。以上3種類)、紙くず、木くず、がれき類

(これらは、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。) 以上6種類

埋立処分 : 廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)・陶磁器くず
(自動車等破碎物を除く。以上3種類)、がれき類

(これらは、石綿含有産業廃棄物であるものを含み、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。) 以上4種類

2. 事業の用に供するすべての施設

裏面のおり

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

令和 3年 9月10日 更新許可

令和 4年 3月24日 変更届 (変更事項: 代表者 (変更前: 密山 海吉))

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無
無

事業の用に供するすべての施設

- 焼 却 設置場所: 山口県熊毛郡田布施町大字川西字多賀195番2
設置年月日: 平成8年12月26日、処理能力: 4.8t/日(10時間)
届出年月日: 平成10年2月27日
- 破 砕 設置場所: 山口県熊毛郡田布施町大字川西字多賀195番2
設置年月日: 平成9年12月4日、処理能力: 256t/日(8時間)〈がれき類〉
届出年月日: 平成13年4月27日
- 破 砕
(移動式) 保管場所: 山口県熊毛郡田布施町大字川西字多賀195番2
設置年月日: 平成27年7月30日、処理能力: 960t/日(8時間)〈ガラスくず・
コンクリートくず (がれき類を除く。) 陶磁器くず、がれき類〉
許可年月日: 平成27年7月16日
- 破砕・選別
(2基) 設置場所: 山口県熊毛郡田布施町大字川西字多賀195番2
設置年月日: 平成12年3月17日
処理能力: 11t/日(8時間)〈ガラスくず・コンクリートくず (がれき類を除く。)
陶磁器くず、がれき類〉
届出年月日: 平成13年4月27日
- 設置場所: 山口県熊毛郡田布施町大字川西字多賀195番2
設置年月日: 平成12年7月25日
処理能力: 4.8t/日(8時間)〈廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリート
くず(がれき類を除く。)
陶磁器くず、紙くず、木くず〉
- 安定型最終処分場 設置場所: 山口県周南市大字巢山字堂ヶ浴2004番31の一部、2004番32、
2004番33、2004番34、2004番35の一部、2004番37の一部、2004番38の一部、
2004番40、2004番41の一部、2004番50、2004番87の一部、2004番89、
2004番90、2004番104、2004番105及び2004番106
設置年月日: 令和3年7月21日、面積: 28,894.0m²、容量: 301,497.0m³
(このうち、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2第5項に基づく
産業廃棄物処理施設の使用前検査に適合した埋立面積5,769.04m²、埋立容量
22,736m³とする。)
許可年月日: 令和3年1月29日、許可番号: 第7号の3